

令和6年度第1回
通算第36回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和6年（2024年）8月22日（木曜日） 午後3時
開催場所	函館市役所8階第2会議室
議題	(1)制度の運用状況について（報告） (公開) (2)その他 (公開)
出席委員	繪面 和子 委員, 榎本 聡司 委員, 菅原 明美 委員, 藤森 康澄 委員, 千山 毅 委員, 堀田 剛史 委員
欠席委員	三浦 由貴子 委員
事務局の出席者の職氏名	総務部文書法制課長 野呂 健尚 総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀 総務部文書法制課主事 山崎 健
傍聴者	1名

堀田会長	<p>(開会 午後3時00分)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、第36回函館市個人情報保護運営審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、令和5年度から個人情報の保護に関する法律に基づく全国共通ルールとして、国の行政機関と同様の規律が適用されております。</p> <p>本審議会は、この個人情報保護制度の見直しに合わせて市が制定した「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、実施機関の諮問に応じて、個人情報の適正な取扱いについて調査審議する役割を担っておりますので、函館市の個人情報保護制度の円滑な運営のため、委員の皆様の御協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議の進行については、審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、私のほうで進めたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の審議会は、審議会規則第3条第3項の規定による定足数、委員の半数以上を満たしており、成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、委員の交代がありましたので、事務局より委員の皆様の紹介をお願いします。</p>
野呂課長	<p>文書法制課長の野呂でございます。今回、任期途中ではありますが、委員の交代がありましたので、私の方から委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>(各委員を紹介)</p> <p>なお、委員名簿につきましては、本日、机上にお配りしておりますので、ご確認をお願いします。</p>
堀田会長	<p>それでは、はじめに、これからの審議の公開・非公開についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報に関する内容はありませぬので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議ございませんので、会議は公開で行います。</p> <p>傍聴される方に議長からお願い申し上げます。引き続き会議は公開で行</p>

寺崎主査

いますが、会議の進行に支障のないよう御協力をお願いいたします。

それでは、議題（１）の制度の運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、私の方から制度の運用状況について御説明申し上げます。

個人情報保護制度につきましては、令和４年度までは函館市個人情報保護条例に基づき制度を運用しておりましたが、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、令和５年度から「個人情報の保護に関する法律」および「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき制度を運用しているところであり、今回御報告する内容につきましては、法改正により新たな制度となった令和５年度の運用状況でございます。

はじめに、別紙１「個人情報の収集等届出書および個人情報ファイル簿の件数」を御覧ください。

個人情報の収集等届出書につきましては、函館市個人情報の保護に関する法律施行条例第３条第１項の規定により、実施機関が継続かつ定型化して、収集・保管・利用といった個人情報の収集等を行う場合に、市長宛てに届け出ることが義務付けられているものでございます。

個人情報ファイル簿につきましては、個人情報の保護に関する法律第75条の規定により、法令に規定する1,000人以上の個人情報ファイルを保有する場合などに、どのような個人情報を保有しているか等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられているものでございます。

表の右下の合計欄を御覧願います。合計欄の右から3列目が、令和6年3月31日現在における市長部局、議会、教育委員会など11の実施機関から提出済みの収集等届出書の件数でございまして、合計は2,869件でございます。

なお、この件数につきましては、以前から個人情報の収集等を開始するに当たって、届出が行われていた令和4年度末の件数に、令和5年度中の件数の増減を反映させた令和5年度末の届出数でございます。

この左隣が、令和4年度末現在の件数、右隣が令和4年度と令和5年度の比較でございまして、423件減少しております。

この減少の主な理由でございますが、条例において、個人情報ファイル簿を作成した場合には、当該個人情報ファイル簿に係る個人情報の収集等

は収集届の対象外となる旨を規定しており、令和5年度から新たに個人情報ファイル簿の作成が義務付けられたことにより、個人情報ファイル簿を作成した業務に関連する届出書が廃止されたことによるものでございます。

合計欄の一番右側の列が個人情報ファイル簿の件数でございまして、合計は303件でございます。

これらの個人情報ファイル簿につきましては、函館市のホームページに一覧を掲載し、どのような個人情報をどのような利用目的で保有しているかなどを公表しているところでございます。

なお、収集等届出書の減少の件数と個人情報ファイル簿の増加の件数が大きく異なる課がございしますが、これは、収集等届出書と個人情報ファイル簿の件数の考え方が違うことによるものでございます。

市民部戸籍住民課の住民記録の業務を例として御説明いたしますと、住民票、転入届出書、転居届出書、転出届出書など多数の様式により住民記録に関する個人情報を収集しておりますので、令和4年度までは、これらの様式ごとに届け出を行い、収集等届出書の件数としてカウントしておりましたが、これらは1つのまとまった住民のデータ・個人情報ファイルとして保有しているため、個人情報ファイル簿としては1件となっております。このような件数の考え方の違いにより、大きな差が生じる場合があるものでございます。

以上、個人情報の収集等届出書および個人情報ファイル簿の件数について御説明申し上げます。

堀田会長

ありがとうございます。

ただいまの個人情報の収集等届出書および個人情報ファイル簿の件数についての御説明に対して、各委員から質問等ございますでしょうか。

無いようですので、引き続き御説明願います。

寺崎主査

それでは、別紙2「令和5年度（2023年度）における目的外利用等の状況」の資料を御覧ください。

表の説明に入る前に、令和5年度における目的外利用等の制度の概要について御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律第69条第1項には、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない」ことが規定されており、同条第2

項には、この例外として、利用・提供が認められる場合について規定されております。

例外として認められる場合ですが、1つ目は「本人の同意があるとき、または本人に提供するとき」、2つ目は「行政機関等が法令の定める事務または業務を遂行するために内部で利用する場合」、3つ目は「他の行政機関や、地方公共団体などに事務または業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を提供する場合」、4つ目は「統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときなど」でございます。これらの場合には、目的外利用や提供を行うことができることになっております。令和5年度におけるその該当事例をまとめたものが、こちらの表になります。

利用目的以外に保有個人情報を実施機関内で利用することを「目的外利用」、実施機関以外に提供することを「外部提供」としております。

なお、令和4年度までは、市の内部において個人情報を提供する場合を全て目的外利用として扱っておりましたが、令和5年度から、個人情報の保護に関する法律が適用され、扱いが変わったことにより、市の内部であっても、実施機関が異なる場合には外部提供として扱うこととなっております。

例といたしまして、市長から教育委員会に提供する場合などは、令和4年度まで目的外利用として扱っておりましたが、令和5年度から外部提供として扱っております。

まず、1ページ目の「1 目的外利用」の状況でございますが、件数は13の課等において合計96件となっております。

目的外利用された個人情報を保有する所管課および主な利用内容や利用した課は御覧のとおりで、主なものについて申し上げますと、財務部税務室市民税担当が保有する市・道民税の課税状況等に関する情報を、福祉事務所や市民部国保年金課などが、生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利用するなどしております。

資産税担当が保有する土地・家屋の所有者情報を総務部が防災に関する土地・家屋の状況把握や空き家所有者の把握のために利用しております。

保健所地域保健課と保健所生活衛生課が保有する診療所の開設届や理容所・美容所台帳などを、財務部税務室資産税担当が固定資産税の賦課事務

	<p>のために利用するなどしております。</p> <p>子ども未来部母子保健課が保有する予防接種台帳の予防接種実施状況等を，児童虐待が疑われる事案の早期発見や適切な保護のために，子ども未来部次世代育成課が利用するなどしております。</p> <p>次に，「2 外部提供」でございます。保有個人情報を，当該保有個人情報をも保有する実施機関以外に提供した件数は，記載のとおり27の課等において，280，426人分となっております。</p> <p>外部提供した個人情報を保有する所管課および主な提供内容や提供先は御覧のとおりで，主なものでございますが，財務部税務室の資産税担当では，資産等の課税状況に関する情報などを，税務署や他の地方公共団体などに，それぞれの課税のために提供しております。</p> <p>保健福祉部地域福祉課では，65歳以上または18歳未満の構成員を含む世帯の住所，氏名，生年月日等を，函館市民生児童委員連合会に対し，民生児童委員の担当地区内の世帯の状況を正確に把握し，生活に関する助言やその他の援助を行うための基礎資料として提供しております。</p> <p>保健福祉部介護保険課では，本人の同意のもと，介護保険サービス認定調査票などの情報を，居宅介護支援事業所や介護保険施設等に対し，介護サービス計画等を作成するために提供しております。</p> <p>子ども未来部子育て支援課では，児童扶養手当受給資格者の口座情報等を，教育委員会学校教育部保健給食課に対し，入学準備給付金の支給額の決定のために提供するなどしております。</p> <p>企業局上下水道部業務課では，給水管所有者の情報を指定工事業者などに，本人同意のもと提供するなどしております。</p> <p>以上，令和5年度における目的外利用等の状況について御説明申し上げます。</p>
堀田会長	<p>1点確認させていただきたいのですが，この「件数」というのは，「人数」</p>
寺崎主査	<p>なのででしょうか。それとも「件数」ということなのでしょうか。</p>
堀田会長	<p>目的外利用と外部提供の件数の考え方につきましては異なる扱いで整理してございまして，目的外利用については「件数」で，外部提供については「人数」で集計しております。</p>
	<p>そのため，件数の規模が違うということですね。ありがとうございます。それでは，ただいまの令和5年度における目的外利用等の状況について</p>

寺崎主査

の御説明に対して、各委員から御質問等ございませんか。

無いようですので、引き続き御説明願います。

次のページに移りまして、別紙3「令和5年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況」をお開き願います。

個人情報の保護に関する法律では、行政機関等が保有する自己、自分の個人情報について、①開示を請求すること、②開示を受けた個人情報の内容が事実でないと思われるときに訂正を請求すること、③法律の規定に違反して、保有、取得、利用、提供されているときに利用・提供の停止、消去を請求することができる旨が規定されております。

令和5年度の請求につきましては、訂正請求や利用停止請求はなく、開示請求のみでございました

請求者は13人で、一番下の合計欄になりますが、51件の文書の開示等の請求があり、全部開示が34件、部分開示が11件、文書を保有していないこと等による不開示が5件、拒否1件の決定を行っております。

なお、拒否につきましては、請求に係る個人情報を保有しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、当該情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否するものです。例えば、DVの加害者と思われる方などから相談者や被害者に係る開示請求があった際に、不開示という決定をしてしまうと、相談があったことが明らかになってしまう場合があります。そのような場合に、相談者や被害者の保護等のために拒否することになります。

不開示となった5件につきましては、うち4件は、市が保有していない個人情報を開示請求されたものであったため不開示となったものでございまして、残りの1件は、提出された開示請求書に法で定められた事項が記載されておらず、補正の求めにも応じなかったことなどから不開示となったものでございます。

部分開示となった11件につきましては、開示請求をされた御本人以外の個人情報や、法人および個人事業主の印影ならびに市が保有していない個人情報が不開示となったことにより、部分開示となったものでございます。

なお、これらの決定に対する審査請求につきましては、ございませんでした。

堀田会長	<p>以上、令和5年度（2023年度）自己情報の開示等の請求内容と処理状況について御説明申し上げました。</p> <p>また、「情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況（令和5年度（2023年度））」という例年と同様の資料を配付しております。個人情報については、2ページの3からになりますが、こちらに掲載している内容につきましては、ただ今御説明させていただいた内容と重複いたしますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上が、制度の運用状況でございます。</p> <p>ただいまの令和5年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況についての説明に対して、各委員から御質問等ございませんか。</p>
繪面副会長	<p>「情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況」表9の外部提供の状況について1点質問させていただきます。</p> <p>子ども未来部子ども企画課と子ども未来部子育て支援課の項目の数字が大きいのと感じまして、昨年度の同様の部分を見たのですけれども、どちらも該当がありませんでした。これについては、先ほどお話のあった、令和5年度から個人情報の保護に関する法律が適用され、扱いが変わったから、という抑えでよいのでしょうか。</p>
堀田会長 寺崎主査	<p>今の御質問につきまして、事務局の方から御説明できますでしょうか。</p> <p>数字が大きくなった要素として、法適用により外部提供に移った分と新規分の両方がございます。</p> <p>例えば、教育委員会学校教育部保健給食課に提供している情報につきましては、これまでは目的外利用として扱っていたものでありますが、今回から外部提供という位置付けになったことにより、これまでは目的外利用1件という数え方であったものが、件数としては1件でも、何人分提供したか、という人数でのカウントになったため、数が増加しております。</p> <p>そのほかに、新規で外部提供としてカウントされているものもございませぬので、両方の要素によりまして、数字が増加している状況でございます。</p>
繪面副会長	<p>そういうことなのですね。ありがとうございました。</p>
堀田会長	<p>そのほかどうでしょうか。全体を通しまして、ご質問等ございませんか。無いようですので、その他事務局から何かございますか。</p>
野呂課長	<p>いえ、ございません。</p>
堀田会長	<p>それでは、本日の会議はこれを持ちまして終了したいと思います。委員</p>

の皆様におかれましては、お忙しい中大変ありがとうございました。
(閉会 午後3時30分)

